

大分県公金管理指針

1 趣 旨

この指針は、大分県の公金の確実かつ効率的な運用と調達を図るため、地方自治法、地方財政法、地方公営企業法及び条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 適用範囲

この指針に掲げる公金とは、歳計現金、歳入歳出外現金、基金及び制度融資の預託金並びに企業会計資金をいう。

3 基本原則

公金の管理に当たっては、安全性（元本の確保）及び流動性（支払準備金の確保）を確保するとともに、目的に応じた効率性の追求を図る。

（1）安全性の確保

ア 元本の安全性を確保するため、預金先金融機関の健全性に十分留意するとともに、預金以外の場合は、安全な金融商品で管理運用を行う。

イ 金利の変動により生じるリスクを低減するため、運用・調達時期の分散や、条件の多様化などに努める。

（2）流動性の確保

資金収支を適正に把握し、支払い等に支障をきたさないよう必要となる資金を確保するために、合理的な運用期間や運用商品、調達時期の選択を行うものとする。

（3）効率性の追求

公金の安全性及び流動性を確保したうえで、より効率的な管理に努め、運用収益の向上及び調達経費の削減を図るものとする。

4 公金管理体制

（1）公金管理会議

本指針に基づき、公金管理の高度化、効率化を推進するため、大分県公金管理会議（以下「公金管理会議」）を、別に定める設置要綱に基づき、設置する。

（2）公金管理を担当する職員の責務

公金の管理・運用・調達にあたる職員は、公の資金であることを踏まえ、全ての公金管理に関する事項を判断、決定、実行するにあたり、法令及び本方針に定める諸要件を誠実に守り、善良な管理者としての注意を払いながらその職務を果たさなければならない。

5 公金管理計画

効率的な資金運用・調達を行うため、毎年度、歳計現金等収支及び運用計画、資金調達計画及び基金運用計画からなる公金管理計画を策定する。

なお、策定にあたっては、公金管理会議において協議・調整を図る。

6 管理運用方法

公金の管理運用の対象商品は、預金及び債券とし、各公金毎の管理・運用は、以下のとおりとする。

(1) 歳計現金及び歳入歳出外現金

別に定める「大分県歳計現金等事務取扱要綱」による。

(2) 基金

国庫支出金のみを財源とする基金を除いて一括管理・運用を行うこととし、詳細は、別に定める「大分県基金事務取扱要綱」による。

(3) 制度融資の預託金

原則として県の債務と預金債権との相殺条件を確保した金融機関で保管する。

(4) 企業会計資金

「大分県企業局資金管理運用方針」等、公金を所管する企業会計部局が必要に応じて定めたものによる。

7 預金運用

預金先は、相殺可能な借入金債務を有する金融機関のうち別に定める基準を満たした金融機関とし、借入金債務の額を預金限度額とする。ただし、決済用預金を除く。

8 債券運用

(1) 運用する債券の種別

ア 国債

イ 政府保証債

ウ 地方債

エ 財投機関債（地方公共団体金融機構債を含む。）

ただし、エについては、国債と同程度の格付けを有していること。

(2) 債券運用の原則

債券の運用は、満期まで保有することを原則とする。

ただし、次のアからウまでの場合に限り、運用中の債券の売却を行うことができる。この場合において、あらかじめ公金管理会議で協議・調整を行い、公金管理計画に記載するものとする。

ア 流動性を確保するためにやむを得ない場合

イ 基金運用計画に定められた運用期間が超過し、基金事業に必要とされる場合

ウ 金融情勢等の変化により、売却益が将来の受取利息を上回るなど安全性を確保しつつ、明らかに収益の向上が図られる場合

なお、安全性を確保するためにやむを得ない場合は、公金管理会議で協議・調整することなく中途売却できるものとする。

9 金融機関の経営状況の把握

7の預金先金融機関については、定期的に経営情報の収集及び経営指標等の分析・評価を行い、公金の安全性確保に努める。

なお、金融機関の経営指標の分析、評価方法等については、別に定めるものとする。

10 資金の調達

(1) 一時的な調達

一時的な調達は、当座借越、一時借入、債券売現先、基金等内部資金の繰替運用のうち、効率性の高い方法による。

(2) 地方債による調達

地方債による調達は、公的資金、市場公募債及び銀行等引受債などにより行い、安定的かつ効率的な調達を行うため、市場実勢を踏まえながら、調達時期、発行条件等を決定する。

ア 調達時期

資金全体の状況を勘案しながら、金利変動リスクの低減や市場で安定的に資金調達を行うため、発行時期を分散させ、年間を通して定期的に発行する。

イ 発行条件の多様化

金利動向や投資家需要の動向に留意するとともに、単年度の公債費負担を考慮しながら償還年限、据置期間及び償還方法を選択し、より効率的な調達を行う。

11 指針の見直し

この指針は、必要に応じて内容を見直すものとする。

12 公金管理実績の公表

公金管理の実績については、公金管理会議に報告後、公表する。

13 その他

この指針に定めるほか、具体的な管理運用の取扱い等については、必要に応じて、それぞれの公金を所管する部局において定めるものとする。

附 則

- 1 この指針は、平成29年2月28日から施行する。
- 2 大分県公金管理運用指針については、これを廃止する。